

郡上市立大和中学校『学習者用タブレット端末活用のルール』

令和3年5月7日
郡上市立大和中学校

学習内容をよく理解し、より豊かな学びにしていくためのツールとして導入された〈学習者用タブレット端末〉。みなさんがこの〈学習者用タブレット端末〉を自分たちの学びのために上手に活用していくことが大切です。

大変便利なツールですが、使い方によっては、みなさんの安心・安全な生活を壊してしまうツールにもなりかねません。そのため、〈学習者用タブレット端末活用のルール〉を定めました。みなさんでこのルールを守り、「安心・安全・快適」に活用していきましょう。

1. 目的

- ・学校で貸し出す〈学習者用タブレット端末〉は、学習活動のために使うことが目的です。学習活動に関わる以外に使うことはできません。

2. ひまわり宣言を守ります

1. ひ 人の心と体を大切にします。
2. ま 周りの公共物を大切に扱います。
3. わ 分け隔てなく、誰とでも接します。
4. り 理解し合える人間関係をつくれます。

3. 使用する場面

- ・基本的には学校内で使用します。学校の指示で家庭に持ち帰った時には、家庭以外では使用しません。
- ・教師の指示のもと使用すること。
- ・(家庭に持ち帰る場合)登下校中は、〈学習者用タブレット端末〉をかばんから出しません。
- ・使用前と使用後には、せっけんで手指をしっかりと洗います。
- ・なくしたり、ぬすまれたり、落として壊したりしないように十分気を付け、大切に扱います。
- ・水、湿気、強い日光、熱、磁力、衝撃に弱い精密機器であることを理解し、保管場所や扱い方に注意します。
- ・画面へのタッチは、指や専用ペンのみで行います。えんぴつやペンで触れたり、落書きしたり、磁石を近づけるなどは絶対にしません。
- ・タブレット端末にデコレーション(シール・落書きなど)はしません。
- ・タブレット端末やケースに貼ってあるシールは、端末を管理するための大切なシールです。はがしたり汚したりしません。
- ・充電は学校や学校設置者が定めたルール以外の方法で行う。

4. 保管

- ・学校では、専用の充電保管庫の決められた場所に保管します。
- ・使用する授業前に、ICTマネージャーが保管庫から出します。返却は帰りの会が始まる前

までに、ICTマネージャーが保管庫に収納し、充電用コードを接続します。

- ・家庭に持ち帰った時は、家の人目の届く場所で保管します。

5. 健康のために

- ・〈学習者用タブレット端末〉を使用する時は正しい姿勢で、画面に近づきすぎないように気を付けます。(30cm 以上離す)
- ・30分に1回程度は、遠くの景色を見るなど、時々目を休ませます。
- ・家庭で使用する時は、使用する時間を家の人とよく話し合い、長時間の連続した使用を避けて休憩しながら使います。また、就寝の30分前は使用しません。

6. 安全な使用

- ・インターネットの使用には制限がかけられていますが、万が一あやしいサイトに入ってしまった時や不審なことを感じたときには、すぐに画面を閉じて学校の先生や家の人に知らせます。
- ・アプリケーションなど、外部からダウンロードはしません。
- ・端末・インターネットの特性と個人情報の扱い方について十分に気をつけること。

7. 個人情報など

- ・〈学習者用タブレット端末〉は他人に貸したり、使わせたりしません。
- ・他人の写真や動画、作品などを本人の許可なく撮影しません。
- ・個人情報(名前・写真・住所・電話番号など)にあたるものをインターネット上に絶対にあげません。
- ・他人を傷つけたり、いやな思いにさせたりする行為は行いません。
- ・端末・アカウント(ID)・パスワードなどを他人に教えません。

8. データの保存

- ・〈学習者用タブレット端末〉で作成したデータやインターネットから取り込んだデータ(写真や動画など)は、学習活動で先生が許可したものを保存します。

9. 不具合や故障

- ・学校や家庭でタブレットを使っているときに、万が一壊れたり、失くしたりした時は、すみやかに学校(担任の先生)に連絡します。
(通常の使用をしていて起こった故障・破損については、郡上市が修繕等を行いますが、場合によっては保護者の方に費用を負担してもらうこともあります。)

10. 使用の制限

- ・学校『学習者用タブレット端末活用のルール』が守れないときは、〈学習者用タブレット端末〉を使うことができなくなることもあります。
- ・学級で話し合い、再発防止策や対応などを決める。その後、情報担当教師に報告し、許可をもらう。